

日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例施行規則 の施行について（趣旨）

1. 目的・理由

平成31年第1回日田市議会定例会に提出した「日田市障がいによる差別を解消し誰もが心豊かに暮らせるまちづくり条例」が可決され、改正条例を本日付け公布したことから、日田市障がい者差別解消調整委員会等に関し必要な事項を定めること。

2. 主な制定内容

条・見出し	条文の概要
助言又はあっせんの申立て (第3条)	・助言又はあっせんの申立てをしようとする者（差別等事案を受けたと認める障がいのある人、障がいのある人の家族、後見人その他の関係者）は、「助言（あっせん）申立書（様式第1号）」を市長に提出すること。
助言又はあっせん (第4条)	・日田市障がい者差別解消調整委員会の諮問により助言又はあっせんを行うことが適当と認められたときは、書面により行うこと。
勧告 (第5条)	・差別等事案をしたと認められる者が当該助言等に従わないときは、「勧告書（様式第2号）」により行うこと。
公表の方法等 (第6条)	・勧告に従わないときは、市役所の掲示場に掲示及び市ホームページの掲載により、氏名、当該勧告の内容を公表することができること。
会議 (第7条)	・会議は委員長が招集し、その議長となること。 ・会議の開催には、委員の半数以上の出席を要すること。
会議録の調整 (第9条)	・会議を開催したときは、会議録を調製すること。 ・会議録には、委員長及び出席委員2人が署名すること。

3. 施行の時期

公布の日（平成31年4月1日）から施行すること。

4. 意見公募を実施しなかった旨及びその理由

日田市行政手続条例第37条第4項第1号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったもの。

該当理由

緊急に規則等定める必要があるため。